

平成23年度普通会計決算認定特別委員会

平成24年10月17日（水）

〔委員会の概要 政策創造部関係〕

藤田豊委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（13時03分）

これより、政策創造部関係の審査を行います。

まず、委員会説明資料に基づき、重点施策の実施状況等について説明願うとともに、この際、特に報告すべき事項があれば、これを受けることにいたします。

八幡政策創造部長

それでは、政策創造部の平成23年度決算に係る主要施策等の実施状況並びに決算の概要につきまして、平成23年度決算普通会計決算認定特別委員会説明資料により、御説明申し上げます。資料の1ページをごらんください。

平成23年度に実施いたしました政策創造部の、正確にはその前身の各部局によります主要施策の成果の概要について9項目を掲げております。

第1点目は、「いけるよ！徳島・行動計画」の推進についてでございます。

オンリーワン徳島の実現に向け、本県の進むべき方向と目標を示し、重点的に取り組むべき方策を明らかにした「いけるよ！徳島・行動計画」を策定するとともに、着実な推進を図りました。

第2点目は、地域で先導する分権型社会への取り組みについてであります。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革を着実に推進するとともに、全国知事会などを通じ、国に対し積極的に提言を行ってまいりました。また、関西広域連合において、7分野の広域事務に取り組むとともに、関係機関との連携・交流を深め、府県域を越える広域課題の解決に取り組んでまいりました。

第3点目は、統計調査の実施についてであります。

家計調査等の各種経常調査のほか、周期調査である経済センサス－活動調査等を実施するとともに、推計人口、鉱工業生産指数、県民経済計算推計等を作成し、提供いたしました。また、統計大会や統計グラフコンクールの開催などによる統計思想の普及啓発や統計情報の利活用の促進を図りました。

第4点目は、中央省庁への拠点機能の発揮についてであります。

中央省庁等との連絡・折衝や迅速かつ正確な情報収集を行うとともに、徳島発の政策提言を国の施策として実現させるための拠点機能としての役割を發揮いたしました。

第5点目は、関西広域連合に対する拠点機能の発揮による広域行政の促進についてであります。

関西広域連合との連絡調整や、迅速かつ正確な情報収集を行うなど、拠点機能を發揮し、広域行政の促進を図りました。

2ページをごらんください。

第6点目は、県民まなび拠点における生涯学習の推進についてであります。

県立総合大学校「まなびーあ徳島」における講座の充実を図り、高等教育機関、民間教育機関、NPO、市町村等関係機関との連携により、県内の生涯学習環境を総合的に支援いたしました。

第7点目は、市町村行財政の充実強化についてであります。

市町村において、行財政運営や行財政基盤の充実強化が行えるよう助言等を行うとともに、権限移譲や新しいまちづくり等の取り組みを支援いたしました。

第8点目は、個性豊かな地域づくりの推進についてであります。

県と市町村などが連携し、移住・交流の推進を図るとともに、魅力ある地域づくりを支援しました。また、とくしま集落再生プロジェクトを策定するなど、過疎地域の振興を図りました。

第9点目は、地域情報化の推進についてであります。

「eーとくしま推進プラン」を着実に推進するとともに、情報通信基盤の利活用の促進に努めました。また、県と市町村によるシステムの共同利活用等により、電子自治体の構築を推進いたしました。

3ページをごらんください。

政策創造部の主要事業の内容及び成果についてでございます。

「いけるよ！徳島・行動計画」の策定及び施策の推進を図る新行動計画策定費、全国知事会等における広域連携の推進を図る広域連携推進事業、関西広域連合の一員として、広域行政を展開する新たな関西づくり推進費、事業所及び企業の経済活動の調査を行う経済センサス－活動調査費、国民の社会生活の調査を行う社会生活基本調査費、県民のまなび拠点の機能の充実を図る県立総合大学校推進事業、さらに、市町村行財政の充実強化としまして、市町村のまちづくりを支援するがんばる市町村応援事業交付金、合併後の一体的なまちづくりを支援する市町村合併・広域行政推進費、市町村等に対し資金を貸し付ける市町村振興資金貸付金、個性豊かな地域づくりの推進といたしまして、離島住民の生活環境の維持向上を図る離島振興対策費、本県への移住受け入れ態勢の整備を行う定住・交流促進対策費・市町村連携事業費、地域情報化の推進といたしまして、行政手続きのオンライン受付サービスを提供するための電子自治体共通基盤整備事業、公的個人認証サービスを提供するための公的個人認証サービス整備事業費、「eーとくしま推進プラン」を推進するeーとくしま戦略推進事業でございます。計14事業に係る事業内容及び成果、決算額について記載しております。

7ページをごらんください。歳入歳出決算額についてであります。

まず、一般会計決算額でございますが、歳入決算額の合計は、下段の計欄に記載のとおり、予算現額4億9,424万4,000円に対しまして、調定額及び収入済額は、4億5,442万6,734円となっております。

不納欠損額及び収入未済額はございません。

8ページをごらんください。一般会計歳出決算額についてでございますが、歳出決算額の合計は、下段の計欄に記載のとおり、予算現額44億8,322万6,000円に対しまして、

支出済額は、43億6,783万4,647円となっております。

翌年度繰越額は、ございません。

不用額は、1億1,539万1,353円となっております。

9ページをごらんください。特別会計でございますが、当部では、徳島ビル管理事業特別会計及び市町村振興資金貸付金特別会計の2つの特別会計を所管してございます。

歳入決算額の合計は、下段の計欄に記載のとおり、予算現額26億8,426万6,000円に對しまして、調定額及び収入済額は、52億3,548万3,196円となっております。

10ページをごらんください。歳出決算額の合計は、下段の計欄に記載のとおり、予算現額26億8,426万6,000円に對しまして、支出済額は、11億7,127万6,750円となっております。

翌年度繰越額は、ございません。

不用額は、15億1,298万9,250円となっております。

以上、簡単でございますが、政策創造部関係の決算の概要説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

藤田豊委員長

以上で、説明は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

岸本委員

それではまず、今年度から新しい部ということになりましたので、決算のことについては引き続きの方もいらっしゃると思いますが、前年度のことについて伺います。

早速質問を始めさせていただきたいと思うんですが、まず行動計画に関して夏に評価が出ました。新聞でも報道がございました。90%超、目標を達成しているということについて、どういう分析というんですか、その結果を話していただきたいということと、それから行動計画の事業数、何%がA評価であるとか、そういった計数を少し教えていただけますか。

松永総合政策課政策調査幹

行動計画の県政運営評価戦略会議における評価結果が先般出たところでございます。

まず評価結果の内容でございますが、いわゆる優良とされますA評価が全体で737事業のうちの47%にあたります348事業、妥当とされますB評価が46%にあたります341事業、事業の内容を見直すべきとされますC評価が42事業、新たな取り組み手法の追加が必要とされますD評価が6事業となっております。

A評価とB評価を合わせますと90%を超えるという評価をいただいたところであります。平成23年度の計画の初年度の進捗状況は、各部を挙げて懸命に推進にあたった結果、このような御評価をいただいたと考えております。

岸本委員

ちょっと角度を変えますけども、県民が、今の自分の生活に90点以上与えているというふうに思いますか。

松永総合政策課政策調査幹

ただいま委員から、県民目線で見した場合の評価という御質問をいただきました。

まず、計画に掲げております目標数値でありますとか事業の中身でございますが、すべての事業において各事業課におきまして、県民の皆様のための施策として取り組もうということで、県庁の英知を結集してといいたいでしょうか、そういった意気込みで策定したものでございますので、例えば低い目標数値であったというふうなことは考えておりません。

この評価というのも、特に昨年度からは監察局が事務を担当してくれておりますが、いわゆる第三者の評価ということで、県政運営評価戦略会議という、我々の部とは別の独立した評価機関で評価をしていただいております。そちらの第三者機関でしっかりチェックしていただいている御評価とは思いますが、ただ、委員の御質問にもありましたように、それがすべて県民の皆様が90%以上かという、その観点での検証はまだ引き続きやっていかなければならないかとは思っております。

岸本委員

わかったようなわからんような説明でしたけども。自分の生活が90%以上やという県民の生活とこの行動計画がリンクしてるのかと。私は、個人的には皆さんのお声、陳情、要望からしますとね、生活保護がふえたり、いろんな生活面からしますと違和感を感じるんですよね。ですから、県民の生活とこの行動計画がどうだという端的な答弁をお願いしたいと思います。

松永総合政策課政策調査幹

県民の目線から見た場合の端的な答弁をという御質問でございました。

正直、県民の方の端的な御意見がどうこうということは、非常に難しいところがあると思うんですが、1つ答弁させていただくとしたら、例えば数値目標を設定させてもらっております。ちょっと抽象的なことにはなってしまうのかもしれませんが、その目標設定におきましても、単なる行政がこれこれの事業をしますというだけの目標設定だけではなく、県民に対して結果が出るような、いわゆる成果的な指標の設定にも努力しているところでございますので、県民の方の御満足が十分いただけるような方向での計画の策定、推進には努めているところでございます。

岸本委員

毎年90%以上が目標達成ということに、私は違和感を感じるんです。県民の皆さんが自分の生活に対して満足しているのかということについて。私の質問も抽象的だし皆さん方

の答えも抽象的にならざるを得ないのかなと思いますが、まずその行動計画は県民生活とリンクさせようとしてるのか、全くこれは行政の目標だから生活とは別ですよというのか、どっちですかね。

#### 松永総合政策課政策調査幹

例えば、今の喫緊の課題ということで申し上げますと、まずは南海トラフを初めとする震災防災対策、それから地域の医療再生を初めとした安全・安心の問題、それから何よりも景気の不安定からきますしっかりとした経済対策、そういった観点がまずは挙げられるかと思います。

そういうことからいたしましても、県民の皆様方の生活に根差したというところをまず目指して、計画を推進していくという観点は申し上げますと考えております。

#### 岸本委員

行動計画がね、県民の生活のよりよい向上を目指してる。リンクさせてますということであるならですね、今回の平成23年度の評価についてはこういう評価だったが、今後、リンクさせていくということなら、今後どういうふうなところに気をつけて取り組もうとしてますか。

#### 松永総合政策課政策調査幹

県政運営評価戦略会議の評価をいただきまして、今後の我々の部としての行動計画についての予定を申し上げます。

今般いただきました評価のうちで、例えばC評価、D評価、いわゆる内容をちょっと見直しなさいという評価を受けた事業につきましては、これは当然のことではあります。そういった御意見を踏まえまして、見直し、改善策を検討していきたいということはもちろんでございますし、それから、いわゆるA評価、B評価をいただいた事業につきましても、さらなる効果の向上を目指して再点検をして、そういったことを踏まえまして、また当然のことではあります。県議会での御議論とか、あるいは審議会での御議論を経まして、次年度以降の計画の改定に結びつけていきたいと考えております。

#### 岸本委員

毎年同じような見直しをしてるでしょ。それに対して毎年90点以上の評価を得る。しかし、円高であったりヨーロッパの債務危機であったり、経済のほうは非常に県民の皆さん苦勞してる。生活も苦しいという結果になっているんですよ。それでは中身について個別に何点かお聞きさせていただきたいと思います。

先ほどから言ってます、県政運営評価戦略会議で評価をされてるとのことですが、この評価者の、評価に対する採点についてはどのように考えてますか。甘いとか、厳しいとか、評価者の。例えばその評価者に対して、どういう観点から評価してくれというような指針を与えてますか。

松永総合政策課政策調査幹

県政運営評価戦略会議で評価いただく評価委員の方々への、県のほうからの基準と言いましょうか、そのことにつきましては、これはちょっと所管のほうで、そういった評価委員の方にお願ひする立場が監察局のほうになりますので、我々としては把握していないところでございます。

岸本委員

それでは、監察局から上がってきた結果に対して、政策創造部からおかしいじゃないかというような話はされましたか、90点以上もらって。

松永総合政策課政策調査幹

戦略会議の評価を受けての我が政策創造部としての対応につきましては、先ほど申し上げましたように、その評価結果を踏まえて、それぞれの事業についての検討を進めてまいります。これは当然、それぞれの個々の事業の担当課が責任を持ってそれぞれの事業の分析をやっていくということになりますので、まずはその各所管課が評価をいただいた御意見に対してどう対応していくかということ踏まえて、県庁全体として考えていきたいと思ひます。

岸本委員

担当部局が考えるんだったら政策創造部はいらぬですよ、こんなにたくさん、集計するだけです。これは私の個人的な意見ですから、今のは質問ではないです。

例えば、皆さん方も部下の評価をされる、県庁にそういう評価表があるのかどうかわかりませんが、例えば毎日遅刻をしない、無断欠勤をしないというような、そういう評価項目がありましたらね、100%私してませんという方に対して、5段階でAをつけますか。そんな当たり前でしょという話でCをつけますよね。ないしはB。

その外部評価の方々、その方々がどういう方々か私はわかりません、わかりませんからこそ言ひますけども、その方々の目線がぶれれば点は高くなりますよね。ですから、行動計画が県民の皆さんの生活にリンクしてるといへばですね、90点取ってるといふことはおかしいと感じないといへないと思ひますよね。それでまあこんな質問をさせていだきました。

外部評価者の方が正しいということであるならね、目標がおかしいんです。この目標設定について、どういふふうで評価といふか、今後対策をしていかないかと思ひているのか御回答をいだきたいと思ひます。

松永総合政策課政策調査幹

目標設定のことについてでございます。

繰り返しになるかもしれませんが、目標設定につきましては、できうる限りの県として

の努力を前提に、懸命の数値設定をしていると認識しているところでございます。つまり、決してできることしか載せていないということはないと認識しております。

ただ、そういう目標設定でございますが、進捗のいいものにつきましても、例えば効率化等によりまして、上方修正すべきようなところがありましたら、さらなる改善、見直しにつなげていきたいと考えております。

#### 岸本委員

これはことしの分を見えますのでお話しさせていただきますと、例えば、三連動地震など危機事象に対応するため、関係機関の連携により人材育成や県民への広報活動などを行い、徳島を守る力の向上を図りますというようなことがありましてね、それは危機管理総合調整会議を設置して開催しますという目標設定なんですけどね、設置して開催すれば目標は達成というようなことになりますよね。

要は、それを設置してその守る力を向上させるということが目的ですから、その目標について、もっともっとう精査をしていただきたいということをお願いしておきたいと思っております。ですからその外部の評価の方の評価基準がどうなんだということ、目標がどうなんだと。

それから先ほど、全部で737項目ですか、これについての難易度というんですか、1項目ずつ難易度があると思います。そういうことについてはどういう評価になっていますか。非常に難しい難易度を設定している部局、それから今のように会議を設置するというで終わる部局、そういったことに対しての政策創造部としての考え方を教えていただきたい。

#### 八幡政策創造部長

先ほど来、委員から御質問いただいている点、御趣旨はよく理解できるところでございます。

そもそも、調査幹からもお答えいたしましたけれども、この計画自体は、計画を達成するためにあるわけではなくて、もともと県民一人一人の方が幸福を実感していただけるよう願って進めるというもどでつくったわけでございますんで、当然県民の方々の生活と密着した計画でなきゃいかんと思っております。

ただ、一方で戦略、計画、そういう意味で、当然100点を目指さなければなりません、100点取ったらそれでいいというものでもないということだと思います。いわんや90点であれば残り1割のところはまだまだやらなきゃいかんし、そもそも申し上げましたように9割取った分でもいいというわけではないと思っております。

今御質問のありました目標の立て方、まさにそこが大事になってくると思います。できる限り回数とかアウトプットのものではなくて、アウトカムの成果を実現できる目標にしなければいかんと思っております。

そういう方向で、計画自体もできるだけ見直そうとは思っておりますが、今度アウトカムの目標というのは逆にかなり抽象的になってきますので、ある程度計画という意味では、

回数であるとか何を実施するということに頼らざるを得ないというところが存在します。できるだけそこは実質的に、アウトカムで目標を立てられるところは立てていけるように今後の計画の見直し、それから新たな計画というふうによく考えながら、そこは我々政策創造部が責任を持ってやるべきところでございますので、しっかりとリードしてまいりたいと思います。

#### 岸本委員

行動計画については県の指針というべきものですのでね、来年度についてはしっかりと精査していただいて、行動計画の達成度が県民の満足度につながると。すべてがリンクするというのはなかなか難しい話ですけども、できなかったことはできないということですね、しっかり反省をして、やれる材料にさせていただきたいなというふうに思います。

まず行動計画の件は一応以上でおきまして、もうあまり時間がありませんが、広域連合について、平成23年度の事業費の総額と、それから活動状況、これを端的にお願いいたします。

#### 折野広域行政課長

関西広域連合の事業費につきましては、平成23年度支出済額でございますけども、2,295万2,000円でございます。活動状況についてでございますが、関西広域連合につきましては、平成22年12月1日に発足以来、広域防災を初めとします7分野の広域事務に重点的に取り組んでおるところでございます、これまで延べ24回、広域連合委員会を開催したところでございます。

設立後の主な動きといたしましては、東日本大震災における全国に先駆けたきめ細かい支援を行うなど、府県域を越えた広域課題に主体的に対応できる唯一の組織として、関西全体で取り組むべき課題に対して、迅速かつ積極的な活動を展開してきたところでございます。

主なものをもう少し申し上げますと、広域産業振興分野におきましては、研究機関が保有する機器の利用料金を、広域連合区域内に所在する企業を対象に割増料金の解消、それから本県が事務局をしております広域医療では、広域的なドクターヘリの配置、運航体制の構築等に取り組んできたところでございます。以上でございます。

#### 岸本委員

国の出先機関の受け入れということについて進捗はどうか、端的に。

#### 折野広域行政課長

国の出先機関関連でございますけども、昨年12月26日に国の地域主権戦略会議が開催されまして、国出先機関の地方移管につきましては、広域連合制度をベースに、国出先機関の所管区域を基本としたブロック単位での一括移管を進めるという国の方針が決定されたところでございます。



こうした動きに間髪を入れず対応するために、本年2月4日でございますが、臨時の四国知事会議を開催しまして、国が新たに法整備を行う特例制度にのっとり四国広域連合、仮称でございますが、その設立について4県知事が合意をしたところでございます。

この特例法案の成立なくしては四国広域連合の設立はできないものでございますから、地域主権戦略会議のもとに設置をされたアクション・プラン推進委員会に、飯泉知事がこれまで3回にわたって出席をし、制度設計等の段階から意見を申し上げるとともに議論を積み重ねた結果、最終的には、当時の川端総務大臣に一任をされたところでございます。野田総理みずからも通常国会への提出を明言されておりましたけども、残念ながら通常国会への提出が見送られたところでございます。

これにつきましては、関西広域連合とも連携をして、特例法案の1日も早い国会提出と早期成立を要望してまいりたいと考えております。

#### 岸本委員

一生懸命要望をしていただきたいと思います。

ところで経済産業局ですか、そのまず地方の分を広域連合、ブロック単位で移管していくということですけども、四国経済産業局がどれくらいの予算規模になっていて、事業を移管しようと考えてますか。

#### 折野広域行政課長

四国経済産業局の職員数についてでございますけども、平成23年度四国経済産業局のホームページからの数字でございますが、127名でございます。予算規模でございますが、平成17年度決算ベースで、50億7,200万円でございます。

主な業務といたしましては、産業技術の振興、産業人材育成の推進、新規事業の創出・振興、商業の振興、中心市街地の活性化等々の事業を行っており、こういったものを移管をしたいというところでございます。

#### 岸本委員

昨日国のほうに聞きましたら、平成22年度は全部で44億円、23年度は35億円と。その事業はですね、ほとんど本省の公募事業に応募してもらうという形式をとっているんですね。それを事業でお金をもらう、幾らのお金をもらうといっても年々、四国であったり他のブロックに渡される予算というのは、前年実績ではなくダイナミックに組み立てると。本省のほうで採用されたものが、例えば四国に重なっておれば四国が多い。

このような状況のものを受け入れるということに対して、予算規模をですね、それからその予算を四国各県に振り分けるといったような場合に、どのようにしようと考えているかというのが非常にあいまいなんですよね。事業というのは国が現場から公募してますんでね、それに対してどういうふうにお考えでしょうか。

#### 折野広域行政課長

予算規模が年々減っているというお話しでございますけども、これは全体を見てみないとわからない話でございます。本県、また四国広域連合、それと関西広域連合については、国に対して必要な財政措置を常に求めておるところでございます。具体的に申し上げますと、例えば過去3年から5年の平均値を必ず移管の際に、措置するようという具体的な方法で要望しておるところでございます。

#### 岸本委員

例えば事業だけじゃなくてね、人件費として約10億ぐらいが計上されているようですが、人をどうするという事について等、四国経済産業局の事業について、例えばこの部局はこうする、こういうのはこうするというふうに、今の答弁の事業については3年平均で予算をつけてもらって四国で割り振りしますというならそういう形で結構ですし、もう少し予算内容を具体的に、人の部分についてはどうしたい、国のほうに帰っていただく又は、受け入れる、ただし人件費も一緒につけてくださいというように考えているとか、統計的資料もたくさん出していますんでね、それはどこでどうするという事等、もう少し具体的に、時間があまりないということですので簡単に御回答いただきたいと思っております。

#### 八幡政策創造部長

私のほうから答弁させていただきますが、まず国の出先機関改革の考え方を。これ、なかなか法案が出ずに我々としても今後さらに要求していかなくてはいかんという状況でございますけども、今の法案をつくるに当たっての、国あるいは我々の考え方は、広域連合にまずは丸ごと移管でいこうということでございます。委員おっしゃいますように、個々にこれをどうするあれをどうするというと、私が申し上げるのも何なんですけど、国の思うつぽになってしまっていてなかなか進まない。

そういうことで、まずは広域連合という枠組み、議会のガバナンスが効く広域連合をつくってですね、この場合広域連合にも議会ができますし県の側にきますので、ガバナンスの効く、スキームもつくってこちらのほうに丸ごと移管をさせる。そこで県と県政に最も有効な形で広域連合を使っていくというような発想で、まず丸ごと移管だと思っています。

ただ、そうは言っても丸ごと移管するときに最初から予算を削られてたり、不要な人員を渡されても困るので、そこはきっちりしてもらおうよう制度設計をしなければいかんという議論を今やっているところでございます。ただその点をやめておくという意味ではなくて、その点は当然議論しなければいかん、今後の議論なんですけれども、まずは大枠で丸ごと移管ということで法案をつくって広域連合に事務を移管させるという戦略です。

委員御指摘のところはまさに、この法案が通った場合の一番肝になるところでありますので、しっかりと議論していかねばいけないと思っておりますが、現時点ではそういう状況であると御理解いただければと思っております。

#### 岸本委員

時間もなくなりましたので要望という形で、まず丸ごと受け入れをして、それでどうす

るということをしかりと出していただいて、議会で議論し、進めていくということで、ぜひともお願いしたいなと思います。

実質問題、今、国もお金がないので、事業もどんどん公募型でやる気のあるところに渡していくというようになってますんでね。お金あげるから自分たちでどうぞというふうにはなかなかならないと思います。先に受け入れありきでなく、中身についても十分検討して進めていただきたいと要望して終わります。

#### 喜多委員

政策創造部の仕事の重点は、いろいろな情報をもとに徳島県の歩くべき方向を見出していくということ、大きな仕事であろうと思います。そのために中央省庁との連絡調整、そして情報収集、そしてもう一つは県下の市町村との連絡調整、補助とかがあろうかと思えます。

そんな中で、現在、県と市町村の職員の派遣をされておるようでございますし、県においては市町村から研修等で職員を受け入れているようでございます。その平成23年度の現況をお伺いいたします。

#### 延市町村課長

県と市町村の職員の交流人事について御質問をいただきました。

平成23年度の実績ということでございますが、まず県から市町村、県と市町村の職員の交流につきましては、地方自治法 252 条の17の規定に基づきまして行っております。

まず、市町村からの要請によりまして県から市町村に職員を送ってございます。それにつきましては、今年度、5 団体に 6 名、平成23年度も同様に 5 団体に 6 名ということで、職員の交流をしているところでございます。

一方で、市町村から県へという形につきましては、これも県から各市町村のほうに要請をいたしまして派遣をしていただく制度でございますが、今年度につきましては 4 団体から 4 名、平成23年度につきましては 3 団体から 3 名の職員の派遣を受けているという実績でございます。

#### 喜多委員

具体的にどこの市町村に 5 団体 6 名が行っているかお尋ねします。

#### 延市町村課長

具体的な交流人事先でございます。

5 団体 6 名ということで、県から行っている交流につきましては徳島市、鳴門市に 2 名、小松島市、吉野川市、美馬市の 6 名でございます。逆に市町村から交流をいただいておりますが、県に来ていただいております市町村につきましては、今年度は徳島市、鳴門市、美馬市からそれぞれ 1 名、それに石井町から 1 名、昨年度は石井を除きます徳島市、鳴門市、美馬市から 1 名という実績でございます。以上でございます。

## 喜多委員

細かいことですが、派遣者の給料というのはどこから出とんですか。

## 延市町村課長

給料の支出先ということでございます。

地方自治法の規定で職員の交流を行ってございまして、給料の支出につきましても法で位置づけがされております。給料、手当、旅費等必要な経費につきましては、派遣を受けた地方公共団体が支出するという事になってございますので、県から行かれています市町村につきましてもその市町村で、県に派遣を受けております市町村職員の分につきましては県で、ということ支給しております。

## 喜多委員

これからも積極的に交流を行って、市町村の意見を県で吸い上げる、そして県の意向も伝えるという大きな役目を果たしていただく。やはり県民と接する機会は、市町村が非常に多いので、これからも交流人事を進められることを要望しておきたいと思っております。

もう一つは、同じく市町村行財政の充実強化ということで、市町村振興資金貸付状況というのが表に出ております。例えば、一般公共施設等整備推進資金は、平成22年度は約5,000万円、平成23年度は2億1,000万円、南海地震対策加速化資金は、平成22年度は2,700万円、平成23年度が1億2,000万円ということで、それぞれ貸し付けを行っております。貸し付けする時の条件や限度額、またその貸し付けた資金の償還状況について、現況を説明願います。

## 延市町村課長

市町村振興資金貸付金に関して何点か御質問をいただきました。

まず市町村振興資金貸付金につきましては、市町村の振興計画の円滑な実施を図るため、市町村が取り組みますいわゆる社会基盤整備、施設整備等に要する経費を貸し付ける制度でございます。

本来、市町村が資金を調達いたしますのは、国の地方債制度によりまして資金を調達するというのが原則でございますが、地方債制度にのらない規模でありますとか、あるいは地方債制度の枠の関係等で、やむを得ずと申しますか、地方債制度にのれない場合、あるいは緊急的な需要が生じた場合の資金需要に対応して市町村の円滑な財政運営を図るよう、推進するという事で設けられた制度でございます。

まず、貸し付けの条件についてでございます。制度につきましては、大きな地方債制度の上で動いておりますので、いわゆる消費財産じゃないもの、今年度に受益が生じるもの、言いかえますと施設整備、箱物でありましたり道路でありましたり、そういう施設整備を対象としております。

それで、これに関する説明資料を今ごらんいただいていると思っておりますが、いろいろメニ

メニューを用意してございます。一般公共施設等整備資金と申しますのが、いわゆるこういった施設でも対象にしようという従来からある資金でございまして、それ以下、南海地震対策加速化資金でありますとかにぎわい創出推進資金といたしまして、毎年度その時期時期に応じて緊急に要する事業でありますとか重点化をすべき事業、メニューを立てて、特に有利な財源としてお貸ししているものでございます。

貸付条件といたしましては、今御説明いたしましたように、施設整備に関するものであればそれぞれ内容に応じてお貸ししているということで、極端に厳しい条件を設けておるといったものではございません。

限度額につきましては、毎年度予算の中で貸し付けをしてございます。その予算の確保にあたりましては、ある程度市町村の要望等もお伺いしながら必要額を確保してございますので、個々の事業について幾ら以上はだめといった限度額は設けておりません。今年度につきましても総額で23億円の貸付枠を設けてございますので、市町村の要望にはしっかりおこたえできると考えております。

あと一点、償還でございます。償還につきましてはそれぞれ償還期間を設けてございます。短いものと12年、長いもので20年ということで、資金によって、内容によって違いを設けてございますが、12年から20年の間で元金均等で年2回の償還をしていただいている、均等割をして払っていただいているというイメージでございます。

ちゃんと返ってきているのかということでございますが、市町村相手の貸し付けでございますのでしっかり償還していただいております。

昨年度につきましては、トータルで8億2,800万円の貸し付けを行ったところでございます。

#### 喜多委員

これからも積極的に貸し付けをしていただきたいと思います。

#### 黒崎委員

1点だけお伺いします。

地域情報課の方にお伺いをしたいんですけど、J o r u r i ってありますよね。県が開発したかなんかのソフト。これは今どのように運用されておりますか。

#### 宮本地域情報課長

県が開発いたしましたJ o r u r i ソフトでござりますが、県のホームページのCMSシステムとして利用しているとともに、市町村にも普及するというようになっておりました、クラウドサービスという形で市町村に提供して使っていただいているところでございます。

#### 黒崎委員

ちなみに特許とか使用料を徴収できるような権利は、県にあるんでしょうか。やろうと思えばできるという権利があるんですか。

宮本地域情報課長

県で開発いたしました、これは情報システム課の担当ということでございまして、私のほうにちょっとその知識ございません。ちょっとこの場ではお答えするのが難しいんですが、よろしく願いいたします。

黒崎委員

この件は情報システム課で聞けばいいわけですね。何を言よるかというたらね、このシステムを他県の市町村が使っているようなんですよ。県内の市町村はともかくとして、他県の市町村がお使いになってる。徳島県が開発した、県費を投入して技術開発したもんですから、徳島県に使用料なりがいただけるのかと思ひまして質問いたしました。

宮本地域情報課長

この開発いたしました手法がオープンソースソフトウェアということで、ソースを公開していると、要するにどなたでもそれを見て使えるというような仕組みになっておりますので、その点においてはお金は入ってこないのではないかと思います。

黒崎委員

わかりました。委員長、終わります。

藤田豊委員長

他に質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、政策創造部関係の審査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（13時56分）